

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局監督課長
期	無期限
平成16年10月22日から 平成26年10月21日まで	

基監発第1022001号

平成16年10月22日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

技能実習生に係る法定労働条件の履行確保のための監督指導
に当たって留意すべき事項について

技能実習生に係る法定労働条件の履行確保については、これまで平成5年10月6日付け基発第592号「「技能実習制度」の導入に伴う労働基準行政の運営について」、平成10年12月18日付け基発第701号「技能実習生に係る法定労働条件の履行確保について」等に基づき、技能実習生を受け入れている事業場（以下「受入れ事業場」という。）や技能実習生受入れ事業を行う団体（以下「受入れ団体」という。）に対する重点的な監督指導等を実施しているところである。

このような中で、最近においては、受入れ事業場に係る労働基準法等違反での送検事件等が散見され、その中には技能実習生に特有の法違反の態様も認められるところである。また、技能実習生に係る中間搾取事件（労働基準法第6条）について、平成15年9月に最高裁判所において被告である受入れ団体等の有罪が確定したところである。

ついては、このような状況を踏まえ、今後、技能実習生に係る法定労働条件の履行確保を図るための監督指導の実施に当たっては、従来から指示してきた事項に加え、特に下記に留意の上、実効ある監督指導に遺憾なきを期されたい。

記

1 基本的認識

(1) 技能実習生に特有の法違反の態様

最近、技能実習生に係る労働基準法等違反被疑事件等が散見され、中には社会的注目を浴びるものもみられるが、これら問題事案の中で技能実習生に特有の法違反の態様としては、

① 

②

③

④

⑤

などの実態が認められる。

(2) 中間搾取が既遂となる時点

受入れ団体の代表者等を被告とする技能実習生に係る中間搾取事件(受入れ団体等が、技能実習生の委託がないにもかかわらず、受入れ事業場から賃金全額を直接受け取り、そのうちの一部を技能実習生の口座に振り込むだけで、残りの賃金を受入れ団体等の運転資金等に流用していた事件)の裁判(平成10年11月送検、平成13年1月24日千葉地裁判決、平成14年3月4日東京高裁判決、平成15年9月25日最高裁決定)において、技能実習生に対する未払賃金は、受入れ団体等の運転資金等に流用されていたものであるから、本件の各賃金支払期日以降、各技能実習生の口座に、賃金の一部しか振り込みがなされなかった時点において、中間搾取が既遂となるとの考え方を示した判決が確定したところである。

(3) 的確な実態の把握と厳正な措置

2 監督指導に当たっての着眼点及び措置要領

監督指導に当たっては、上記1の実態を踏まえ、特に以下の着眼点及び措置要領を念頭に置いた的確な対応を図ること。

(1) 受入れ事業場に対する監督指導

ア 着眼点

[Redacted]

- (ア) [Redacted]
- ① [Redacted]
 - ② [Redacted]
 - ③ [Redacted]

- (イ) [Redacted]
- ① [Redacted]
 - ② [Redacted]
 - ③ [Redacted]
 - ④ [Redacted]

- (ウ) [Redacted]
- ① [Redacted]
 - ② [Redacted]

(エ) [Redacted]

(オ) [Redacted]

イ 措置要領

[Redacted]

(2) 受入れ団体に対する監督指導

ア 着眼点

(ア) [Redacted]

(イ) [Redacted]

イ 措置要領

[Redacted]

[Redacted]

3 司法処理

[Redacted]

4 その他

[Redacted]